

電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算について

当院で取り組んでいること

- ①オンライン請求を行っております。
- ②オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ③マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ④電子処方箋の発行できる体制を有しております。
- ⑤電子カルテ情報共有サービスの取組を実施

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行っております。より質の高い診療を行うため、オンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得し活用しています。

上記の体制により、令和8年6月1日から、電子的診療情報連携体制整備加算1及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算1として、以下の点数を算定いたします。

【外来】

電子的診療情報連携体制整備加算1	初診	15点（月1回）
電子的診療情報連携体制整備加算1	再診	2点（月1回）
電子的歯科診療情報連携体制整備加算1	初診	9点（月1回）
電子的歯科診療情報連携体制整備加算1	再診	2点（月1回）

【入院】

電子的診療情報連携体制整備加算1	160点（入院初日）
------------------	------------

令和8年6月1日 大崎市民病院 院長